

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前				
日本農林規格 JAS 1163：2024 生産情報公表農産物 Agricultural products with production details 1適用範囲 この規格は、生産情報公表農産物の生産の方法について規定する。 2引用規格 この規格には、引用規格はない。 3用語及び定義 この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。 （削る。） 3.1生産情報 農産物の生産に係る次に掲げる情報 a)生産者の氏名又は名称、住所及び連絡先（認証生産行程管理者等の情報を公表する場合にあっては、当該認証生産行程管理者等の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに生産者の氏名又は名称及び住所） b)ほ場等の所在地 c)収穫期間 d)生産者が使用した農薬（農産物の生産に用いた種苗に使用された農薬を含み、特定農薬を除く。以下同じ。）の用途別分類、種類及び使用回数（複数のほ場等において生産された農産物に同一の農産物識別番号を付す場合であって、かつ、当該ほ場等において使用された同一種類の農薬の使用回数が異なる場合にあっては、最多使用回数及び最少使用回数）	生産情報公表農産物の日本農林規格 （目的） 第1条この規格は、生産情報公表農産物の生産の方法について基準等を定めることを目的とする。 （新設） （定義） 第2条この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。 <table><tr><th>用語</th><th>定義</th></tr><tr><td>生産情報</td><td>農産物の生産に係る次に掲げる情報をいう。 (1)生産者（ほ場及び栽培施設（以下「ほ場等」という。）における栽培管理を行う者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称、住所及び連絡先（認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者の情報を公表する場合にあっては、当該認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに生産者の氏名又は名称及び住所） (2)ほ場等の所在地 (3)収穫期間 (4)生産者が使用した農薬（農産物の生産に用いた種苗に使用された農薬を含み、特定農薬（農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 2 条第 1 項ただし書に規定する特定農薬をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）の用途別分類、種類及び使用回数（複数のほ場等において生産された農産物に同一の農産物識別番号を付す場合であって、かつ、当該ほ場等において使用された同一種類 </td></tr></table>	用語	定義	生産情報	農産物の生産に係る次に掲げる情報をいう。 (1)生産者（ほ場及び栽培施設（以下「ほ場等」という。）における栽培管理を行う者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称、住所及び連絡先（認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者の情報を公表する場合にあっては、当該認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに生産者の氏名又は名称及び住所） (2)ほ場等の所在地 (3)収穫期間 (4)生産者が使用した農薬（農産物の生産に用いた種苗に使用された農薬を含み、特定農薬（農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 2 条第 1 項ただし書に規定する特定農薬をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）の用途別分類、種類及び使用回数（複数のほ場等において生産された農産物に同一の農産物識別番号を付す場合であって、かつ、当該ほ場等において使用された同一種類
用語	定義				
生産情報	農産物の生産に係る次に掲げる情報をいう。 (1)生産者（ほ場及び栽培施設（以下「ほ場等」という。）における栽培管理を行う者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称、住所及び連絡先（認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者の情報を公表する場合にあっては、当該認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに生産者の氏名又は名称及び住所） (2)ほ場等の所在地 (3)収穫期間 (4)生産者が使用した農薬（農産物の生産に用いた種苗に使用された農薬を含み、特定農薬（農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 2 条第 1 項ただし書に規定する特定農薬をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）の用途別分類、種類及び使用回数（複数のほ場等において生産された農産物に同一の農産物識別番号を付す場合であって、かつ、当該ほ場等において使用された同一種類				

e) <u>生産者が使用した特定農薬の用途別分類、種類及び使用回数（複数のほ場等において生産された農産物に同一の農産物識別番号を付す場合であって、かつ、当該ほ場等において使用された同一種類の特定農薬の使用回数が異なる場合にあつては、最多使用回数及び最少使用回数）</u> f) <u>生産者が施用した肥料（土壌改良資材を除く。以下同じ。）の種類及び施用量（複数のほ場等において生産された農産物に同一の農産物識別番号を付す場合であって、かつ、当該ほ場等において施用された同一種類の肥料の施用量が異なる場合にあつては、最多施用量及び最少施用量）</u> g) <u>生産者が施用した土壌改良資材の種類及び施用量（複数のほ場等において生産された農産物に同一の農産物識別番号を付す場合であって、かつ、当該ほ場等において施用された同一種類の土壌改良資材の施用量が異なる場合にあつては、最多施用量及び最少施用量）</u> h) <u>生産者が使用又は施用した d)～g) の生産資材以外のものの名称及びその使用又は施用の目的</u>	<u>の農薬の使用回数が異なる場合にあつては、最多使用回数及び最少使用回数）</u> (5) <u>生産者が使用した特定農薬の用途別分類、種類及び使用回数（複数のほ場等において生産された農産物に同一の農産物識別番号を付す場合であって、かつ、当該ほ場等において使用された同一種類の特定農薬の使用回数が異なる場合にあつては、最多使用回数及び最少使用回数）</u> (6) <u>生産者が施用した肥料（土壌改良資材（地力増進法施行令（昭和59年政令第 299 号）に規定する土壌改良資材をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）の種類及び施用量（複数のほ場等において生産された農産物に同一の農産物識別番号を付す場合であって、かつ、当該ほ場等において施用された同一種類の肥料の施用量が異なる場合にあつては、最多施用量及び最少施用量）</u> (7) <u>生産者が施用した土壌改良資材の種類及び施用量（複数のほ場等において生産された農産物に同一の農産物識別番号を付す場合であって、かつ、当該ほ場等において施用された同一種類の土壌改良資材の施用量が異なる場合にあつては、最多施用量及び最少施用量）</u> (8) <u>生産者が使用又は施用した(4)から(7)までの生産資材以外のものの名称及びその使用又は施用の目的</u>
3.2 生産者 <u>ほ場等における栽培管理を行う者</u>	(新設)
3.3 認証生産行程管理者等 <u>認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者</u>	(新設)
3.4 ほ場等 <u>ほ場及び栽培施設</u>	(新設)
3.5 特定農薬 <u>農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 3 条第 1 項ただし書に規定する農薬</u>	(新設)
3.6 土壌改良資材 <u>地力増進法施行令（昭和 59 年政令第 299 号）に規定する物</u>	(新設)
3.7 生産情報公表農産物 <u>箇条 4～箇条 7 の要求事項に適合する農産物</u>	<u>生産情報公表農産物</u> <u>次条から第 6 条までの規格に適合する農産物をいう。</u>

3.8 農産物識別番号 同一の生産情報及び箇条 6に掲げる情報を有する農産物を識別するために必要な番号又は記号で認証生産行程管理者等が農産物ごとに定めるもの 3.9 化学合成農薬 農薬のうち化学的に合成されたもの〔日本農林規格等に関する法律施行令第2条第1項の農産物等に係る主務大臣が定める基準等（令和4年9月28日財務省・農林水産省告示第31号）の一の1に掲げる農薬を除く。〕 3.10 化学肥料 肥料のうち化学的に合成されたもの 3.11 窒素成分量 生産者が施用した化学肥料に含まれる窒素成分の総量を10 a 当たりの量に換算した量 4 生産の方法 生産情報公表農産物の生産の方法についての基準は、生産情報を農産物識別番号ごとに正確に記録するとともに、その記録を保管し、事実 に即して公表 していることとする。 注 1) 公表する方法の例として、電話で回答する方法、ファクシミリで送信する方法若しくはホームページに掲載する方法又はこれらを組み合わせた方法が考えられるが、これらに限らない。 5 表示 5.1 表示事項 表示事項については、次の事項を表示していなければならない。ただし、b) にあつては、生産情報が、小売業者以外の販売業者にあつては容器又は包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は農産物に近接した掲示その他の見やすい場所に事実 に即して表示されている場合には、省略してよい。 a) 農産物識別番号 b) 生産情報の公表の方法 注記 その他の表示事項については、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に従わなければならないとされている。 5.2 表示の方法 表示の方法については、次による。 a) 名称 名称の表示は、その内容を表す一般的な名称に近接して“生産情報公表農産物”と記載した	
--	--

農産物識別番号	同一の生産情報及び第5条に掲げる情報を有する農産物を識別するために必要な番号又は記号で認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者が農産物ごとに定めるものをいう。
化学合成農薬	農薬のうち化学的に合成されたもの（日本農林規格等に関する法律施行令第17条第1号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材（平成12年7月14日農林水産省告示第1005号）の一に掲げる農薬を除く。）をいう。
化学肥料	肥料のうち化学的に合成されたものをいう。
窒素成分量	生産者が施用した化学肥料に含まれる窒素成分の総量を10アール当たりの量に換算した量をいう。

（生産情報公表農産物の規格）

第3条 生産情報公表農産物の生産の方法についての基準は、生産情報を農産物識別番号ごとに正確に記録するとともに、その記録を保管し、事実 に即して公表 していることとする。（新設）

第4条 生産情報公表農産物の表示の基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
表示事項	食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に従うほか、次に掲げる事項を表示してあること。ただし、(2)に掲げる事項にあつては、生産情報が、小売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は農産物に近接した掲示その他見やすい場所に事実 に即して表示されている場合には、省略することができる。 (1) 農産物識別番号 (2) 生産情報の公表の方法
表示の方法	食品表示基準の規定に従うほか、名称、農産物識別番号及び生産情報の公表の方法の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 名称

	なければならない。 b) 農産物識別番号 農産物識別番号の表示は、小売業者以外の販売業者にあつては容器又は包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は農産物に近接した掲示その他の見やすい場所に記載していなければならない。 c) 生産情報の公表の方法 生産情報の公表の方法の表示は、電話番号、ファクシミリ番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先を、小売業者以外の販売業者にあつては容器又は包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は農産物に近接した掲示その他の見やすい場所に記載²⁾していなければならない。 注²⁾ 記載する方法の例として、文字、二次元コードが考えられるが、これらに限らない。 注記 その他の表示の方法については、食品表示基準の規定に従わなければならないとされている。 5.3 表示禁止事項 表示禁止事項については、5.1 に規定する事項及び簡条 4 の規定によって公表された生産情報の内容と矛盾する用語を表示してはならない。 注記 その他の表示禁止事項については、食品表示基準の規定に従わなければならないとされている。 6 化学合成農薬削減割合等の公表 6.1 公表する情報 認証生産行程管理者等は、簡条 4 の公表のほか、次の情報を公表してよい。 a) 化学合成農薬削減割合 化学合成農薬削減割合は、次の式によって求める。なお、化学合成農薬削減割合に小数点以下の端数があるときは、その端数を切り捨てる。 $N = \left(1 - \frac{A}{B}\right) \times 10$ ここで、 N : 化学合成農薬削減割合 A : 農産物に現に使用した化学合成農薬の使用回数 B : 農産物の栽培地の属する地方公共団体（外国の地方公共団体を含む。以下同じ。）の区域において当該農産物に使用される化学合成農薬の平均的な使用回数を考慮して地方公共団体が定める化学合成農薬の使用回数（以下“平均使用回数”という。） b) 化学肥料削減割合 化学肥料削減割合は、次の式によって求める。なお、化学肥料削減割合に小数点以下の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
--	---

	その内容を表す一般的な名称に近接して「生産情報公表農産物」と記載すること。 (2) 農産物識別番号 小売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は農産物に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。 (3) 生産情報の公表の方法 ファックス番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先を、小売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は農産物に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。
表示禁止事項	食品表示基準の規定に従うほか、表示事項の項に規定する事項及び前条の規定により公表された生産情報の内容と矛盾する用語を表示していないこと。

（化学合成農薬削減割合等の規格） 第5条 認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者は、第3条の公表のほか、次に掲げる情報を公表することができる。 (1) 次の計算式により計算した化学合成農薬の削減割合（以下「化学合成農薬削減割合」という。） $\text{化学合成農薬削減割合} = \left[1 - \frac{A}{B} \right] \times 10$ A＝農産物に現に使用した化学合成農薬の使用回数 B＝農産物の栽培地の属する地方公共団体（外国の地方公共団体を含む。以下同じ。）の区域において当該農産物に使用される化学合成農薬の平均的な使用回数を考慮して地方公共団体が定める化学合成農薬の使用回数（以下「平均使用回数」という。） （注） 化学合成農薬削減割合に十分の一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。 (2) 次の計算式により計算した化学肥料の削減割合（以下「化学肥料削減割合」という。）	
--	--

$$H = \left(1 - \frac{C}{D}\right) \times 10$$

ここで、
 H ：化学合成肥料削減割合
 C ：農産物に現に施用した化学肥料の窒素成分量
 D ：農産物の栽培地の属する地方公共団体の区域において当該農産物に施用される化学肥料の平均的な窒素成分量を考慮して地方公共団体が定める化学肥料の窒素成分量（以下“平均窒素成分量”という。）

6.2 化学合成農薬削減割合の公表

化学合成農薬削減割合を公表する場合には、当該化学合成農薬の削減割合の計算に用いた平均使用回数及び平均使用回数が定められた地方公共団体の名称を併せて公表しなければならない。

6.3 化学肥料削減割合の公表

化学肥料削減割合を公表する場合には、現に施用した化学肥料の窒素成分量を農産物識別番号ごとに正確に記録し、その記録を保管し、事実 に即して公表するとともに、当該化学肥料削減割合の計算に用いた平均窒素成分量及び平均窒素成分量が定められた地方公共団体の名称を併せて公表しなければならない。

7 化学合成農薬削減割合等の表示

7.1 一般

化学合成農薬削減割合及び化学肥料削減割合に関する表示の基準は、7.2～7.4 に適合していなければならない。

（削る。）

7.2 表示事項

表示事項については、次のいずれか又は全てを表示していなければならない。

a) 化学合成農薬削減割合

b) 化学肥料削減割合

7.3 表示の方法

表示の方法については、次による。

a) 化学合成農薬削減割合 化学合成農薬削減割合の表示は、小売業者以外の販売業者にあつては容器又は包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は農産物に近接した掲示その他の見やすい場所に“化学合成農薬削減割合：○割（対○○平均使用回数比）”と記載しなければならない。なお、○には整数を、○○には化学合成農薬削減割合の算定に使用した平均使用回数を定めた地方公共団体の名称を記載しなければならない。

b) 化学肥料削減割合 化学肥料削減割合の表示は、小売業者以外の販売業者にあつては容器又は包装

$$\text{化学肥料削減割合} = \left(1 - \frac{C}{D}\right) \times 100$$

C ＝農産物に現に施用した化学肥料の窒素成分量

D ＝農産物の栽培地の属する地方公共団体の区域において当該農産物に施用される化学肥料の平均的な窒素成分量を考慮して地方公共団体が定める化学肥料の窒素成分量（以下「平均窒素成分量」という。）

（注） 化学肥料削減割合に十分の一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

2 化学合成農薬削減割合を公表する場合には、当該化学合成農薬の削減割合の計算に用いた平均使用回数及び平均使用回数が定められた地方公共団体の名称を併せて公表しなければならない。

3 化学肥料削減割合を公表する場合には、現に施用した化学肥料の窒素成分量を農産物識別番号ごとに正確に記録し、その記録を保管し、事実 に即して公表するとともに、当該化学肥料削減割合の計算に用いた平均窒素成分量及び平均窒素成分量が定められた地方公共団体の名称を併せて公表しなければならない。

第6条 化学合成農薬削減割合及び化学肥料削減割合に関する表示の基準は、次のとおりとする。（新設）

事 項	基 準
表示事項	次に掲げる事項のいずれか又はすべてを表示してあること。 (1) 化学合成農薬削減割合 (2) 化学肥料削減割合
表示の方法	化学合成農薬削減割合及び化学肥料削減割合の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 化学合成農薬削減割合 小売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は農産物に近接した掲示その他見やすい場所に「化学合成農薬削減割合：○割（対○○平均使用回数比）」と記載すること。 （注） ○には整数を、○○には化学合成農薬削減割合の算定に使用した平均使用回数を定めた地方公共団体の名称を記載すること。 (2) 化学肥料削減割合

<u>の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい箇所又は農産物に近接した掲示その他の見やすい場所に“化学肥料削減割合：〇割（対〇〇平均窒素成分量比）”と記載しなければならない。なお、〇には整数を、〇〇には化学肥料削減割合の算定に使用した平均窒素成分量を定めた地方公共団体の名称を記載しなければならない。</u>	<u>小売業者以外の販売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい箇所又は農産物に近接した掲示その他見やすい場所に「化学肥料削減割合：〇割（対〇〇平均窒素成分量比）」と記載すること。</u> <u>（注） 〇には整数を、〇〇には化学肥料削減割合の算定に使用した平均窒素成分量を定めた地方公共団体の名称を記載すること。</u>		
7.4 表示禁止事項 <u>表示禁止事項については、7.2 の内容と矛盾する用語を表示してはならない。</u>	<table border="1"><tr><td data-bbox="1160 408 1417 505"><u>表示禁止事項</u></td><td data-bbox="1417 408 2163 505"><u>表示事項の基準に掲げる事項の内容と矛盾する用語を表示していないこと。</u></td></tr></table>	<u>表示禁止事項</u>	<u>表示事項の基準に掲げる事項の内容と矛盾する用語を表示していないこと。</u>
<u>表示禁止事項</u>	<u>表示事項の基準に掲げる事項の内容と矛盾する用語を表示していないこと。</u>		